

エステの場合 契約書面の交付後8日間はクーリング・オフにより無条件で解約できます。また、その期間を過ぎても中途解約が可能です。ただし、すでにサービスを受けた分の金額は支払う必要があります。契約をする場合、本当に必要なのかどうかよく考えた上でするようにしま

相談員からのアドバイス

の無料体験ができる広告を見つけ、試しに体験してみた。エステ後、店員からいろいろなエステのコースを説明され、契約を迫られて契約してしまった。サロンに行くたびに別のコースを勧められ、断れずに契約をしてしまう。軽い気持ちでエステに行つたが次々と契約をさせられ、高額な契約となり支払いが大変なため、解約したい。

相談
● 消費生活相談

過去にこのよした相談がありました

でマンションを購入しないか、と職場に電話がかかってきた。興味もないのに、初めは断り続けていたが、最近は1日に何回も電話がくる。必要ないと言つても業者は電話を切らず、購入について説明を始め。会社名や連絡先を聞いて、それでも、教えてくれない。

相談❶ 消費生消相談

10

妻はすでに亡くなっている。数年前に定年を迎え、財産分けで子どもたちが争いにならないよう、相続について事前にしっかりと決めておきたい。

相談員から悩むあなたへ…

商品などを購入しても、契約がまだ成立していない場合もありますので独りで悩まず相談してください。また、一般相談もお待ちしています。



市民相談センター
消費生活センター

利用方法はこちゅ

相談日時	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
場所	市民相談センター 榛原庁舎北側就業改善センター2階
相談内容	消費生活相談、一般相談 ＊場所や相談内容の詳細は、本紙 17ページの「困りごと・悩みご と相談」を参照ください。
相談方法	電話、直接訪問など ＊交通手段がないなどの理由によ り当センターに来ることができ ない場合は、自宅への出張相談 を実施しています。
問い合わせ	市民相談センター 横山 ☎②0088

あなたの悩みをご相談
ください ☎23-0088

牧之原市市民相談センター

2年間の相談内容と件数

2年間の相談内容と件数

市が市民相談センターを開設し、2年が経過しました。センターでは、専門の相談員2人を配置し、月曜日から金曜日までの週5日、消費生活相談とさまざまな一般相談を受け付けています。



開設後2年間の内容別相談件数

各種相談	件数	相談方法				相談者の居住地区			
		電話	来訪	出張	文書	市内	県内	県外	不明
一般相談	789	440	337	11	1	655	34	5	94
消費生活相談	721	308	365	48	0	615	48	4	54
法律相談	345	0	345	0	0	320	25	0	0
心配ごと相談	94	0	94	0	0	81	12	1	0
税の無料相談	40	1	39	0	0	35	2	0	3
交通事故相談	20	0	20	0	0	16	4	0	0
その他	30	0	30	0	0	26	3	0	1
合計	2,039	749	1,230	59	1	1,748	128	11	152
1日当たり	4.2	1.5	2.6	0.1	*与=0	3.6	0.3	0.02	0.3

同一相談者が同じ内容で複数回、相談した場合は延べ人数として参入
または0…0に近い値

